

ニセコ積丹小樽海岸国定公園国定公園の特別地域内における
行為の許可基準の特例について

自然公園法施行規則第 11 条第 35 項の規定に基づき、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定め、次のとおり告示しました。

- 1 許可基準の特例を定めた日
平成 24 年 7 月 27 日（北海道告示第 10728 号）
- 2 許可基準の特例の対象となる区域
虻田郡倶知安町字山田の一部

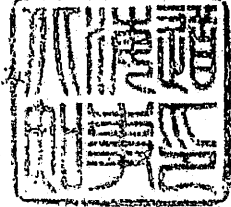
北海道告示第10728号

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条第35項の規定に基づき、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定めた。

なお、地域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課に備え付け供覧する。

平成24年7月27日

北海道知事 高橋 はるな



1 適用する地域

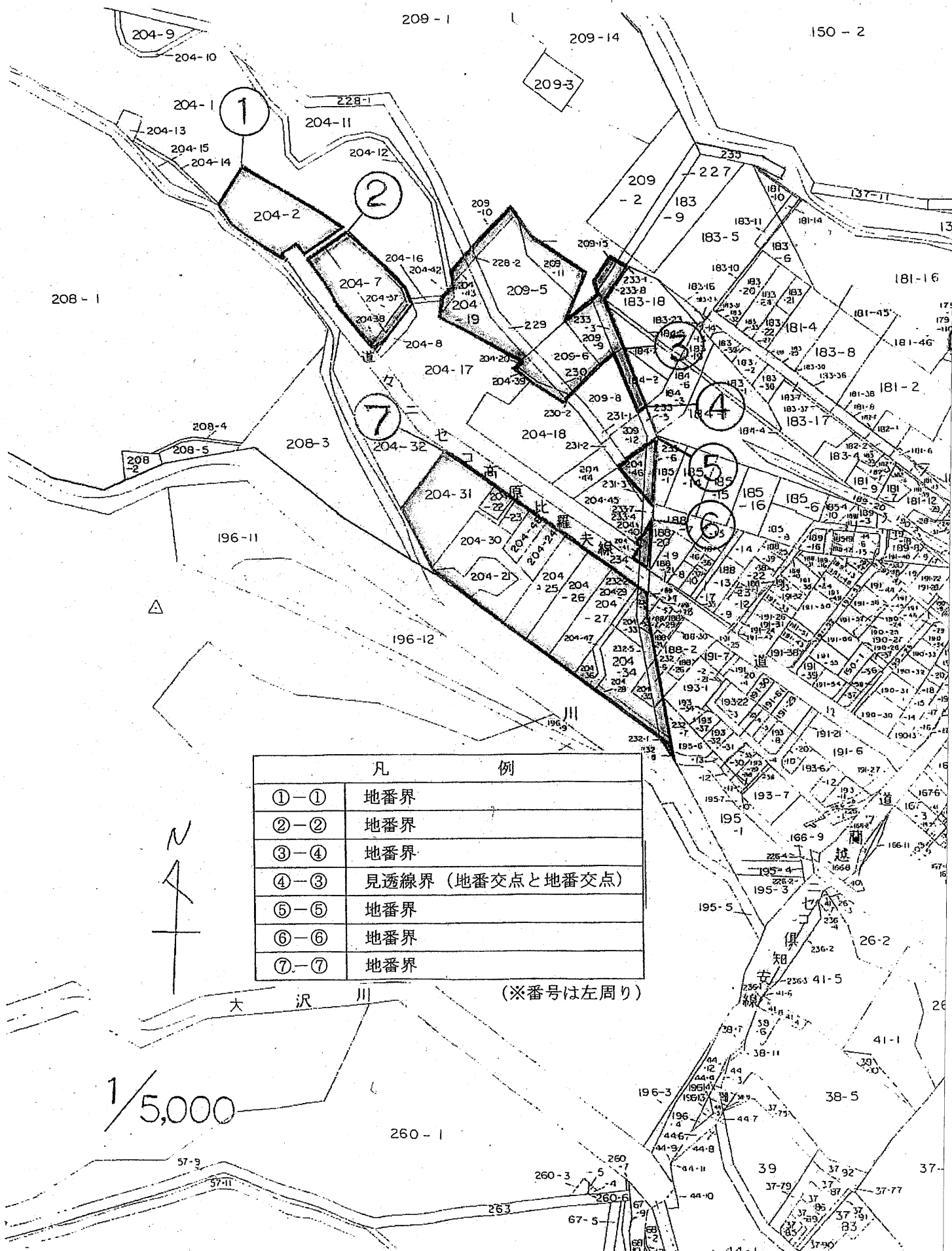
ニセコひらふ地区

虻田郡倶知安町字山田の一部

2 許可基準の特例

- (1) ニセコひらふ地区において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第11条第4項に規定する行為については、同項中「（分譲ホテルを含む。）」とあるのは、「（分譲ホテルを含む。ただし、第35項の規定に基づく基準の特例の適用を受ける分譲ホテルを除く。）」と読み替える。
- (2) ニセコひらふ地区において行われる規則第11条第4項に規定する行為のうち、分譲ホテルの新築、改築若しくは増築に係る同項に規定する許可基準については、同項中「（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。））、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）」とあるのは「（分譲ホテル（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）の適用を受ける建築物を使用し、全ての居室が旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）の規定に基づく旅館業（簡易宿所営業及び下宿営業を除く。）を営むため（同一棟内において、旅館業を営む者以外の者が、当該分譲ホテルの宿泊者の利用に供する食堂や入浴施設等を営むものを含む。）の建築物をいう。以下同じ。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築に限る。）」と、同項中「次のとおり」とあるのは「次の第1号から第4号まで及び第6号から第10号まで」と、同項第2号中「分譲地等内における建築物」とあるのは「分譲地等内における分譲ホテル」と、「当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10メートル」とあるのは、「当該建築物の高さが16メートル」と、「現に10メートル」とあるのは「現に16メートル」と、「超えないものであること。」とあるのは「超えないものであること。なお、傾斜地において、建築物の外壁面と接する土地の高低差が2メートル以上ある場合は18メートルの高さを超えないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は22メートルを超えないものであること。イ 屋根の全体が3寸勾配以上の屋根（切妻または寄せ棟等これらに類するものに限る。）とする場合。ロ イ以外の屋根形状の場合は、16メートル（傾斜地において、建築物の外壁面と接する土地の高低差が2メートル以上ある場合は18メートル）までの直下の階の水平投影面積の2分の1以内の階を設ける場合。」と、同項第3号中「集合別荘、集合住宅又は保養所」とあるのは「分譲ホテル」と、「13メートル」とあるのは「16メートル」と、「超えないものであること。」とあるのは「超えないものであること。なお、傾斜地において、建築物の外壁面と接する土地の高低差が2メートル以上ある場合は18メートルの高さを超えないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は22メートルを超えないものであること。イ 屋根の全体が3寸勾配以上の屋根（切妻または寄せ棟等これらに類するものに限る。）とする場合。ロ イ以外の屋根形状の場合は、16メートル（傾斜地において、建築物の外壁面と接する土地の高低差が2メートル以上ある場合は18メートル）までの直下の階の水平投影面積の2分の1以内の階を設ける場合。」と、同項第6号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。第2種特別地域20パーセント以下40パーセント以下、第3種特別地域20パーセント以下60パーセント以下」とあるのは「それぞれ40パーセント以下及び300パーセント以下であること。」と、同項第9号中「20メートル」とあるのは「10メートル」と読み替える。
- (3) ニセコひらふ地区において行われる規則第11条第13項に規定する行為については、同項2号中「適合するものであること。」とあるのは、「適合するものであること。ただし、第35項の規定に基づく基準の特例の適用を受ける分譲ホテルに付随する工作物についてはこの限りでない。」と読み替える。

特例地域区域図



凡 例	
①-①	地番界
②-②	地番界
③-④	地番界
④-③	見透線界 (地番交点と地番交点)
⑤-⑤	地番界
⑥-⑥	地番界
⑦-⑦	地番界

(※番号は左周り)

1/5,000

大沢川

比羅夫